

趣旨等を記載した書類

ア 設置の趣旨及び必要性

1. 沿革

西九州大学は、昭和 43 年、「高度の知識を授け、人間性の高揚を図り、専門知識と応用技術をもって社会に貢献し、世界文化の向上と人類福祉に寄与する人材を養成する。」を建学の理念とし、佐賀家政大学として、家政学部家政学科の 1 学部 1 学科からスタートした。

その歴史を遡れば、昭和 21 年の佐賀栄養専門学校創立にその端を発している。その後昭和 49 年に「西九州大学」に名称変更し、家政学部社会福祉学科を設置した。

西九州大学の教育方針は「あすなろう精神」という言葉に集約される。「あすなろ(翌檜)」とは檜科に属する常緑樹であるが、今はあすなろの幼木であっても、風雪に耐え、やがては檜の大木にも負けない力強い大樹になろうとする志を意味する。すなわち、今は荒削りで未完成の若者であっても

- ① 大地にしっかりと根を張り、少々の風では挫けないような信念と根性
- ② 未来という天空に向かって真っ直ぐに伸びていくような意欲と行動力
- ③ 周囲を見渡す大木のように高い志と広い視野

になって欲しい。

このような進取の気質に富んだ人間性に裏打ちされた専門的職業人の養成を、人間教育の柱として、取り組んできている。

さらに今日では、

- ① 健康と福祉に関する「知の創造拠点」の整備充実
- ② 新しい社会人としての人間的資質の養成「あすなろう精神」に基づく人間教育
- ③ 人間の健康と福祉に寄与する専門的職業人の育成

の三通りの項目からなる「大学運営の基本構想」が追加されている。

このような理念を背景として、平成 11 年には西九州大学大学院を開設、平成 13 年にそれまでの西九州大学家政学部を西九州大学健康福祉学部名称変更した。

そして平成 19 年には、高齢化社会、その他の社会的ニーズに応えるため、リハビリテーション学部リハビリテーション学科（理学療法学専攻、作業療法学専攻）を開設し、平成 21 年には、育児・保育・幼児教育・児童教育などの分野で山積する課題に対応するため、子ども学部子ども学科を開設するに至った。

資料 1：西九州大学の沿革（概要）

資料 2：学校法人 永原学園の沿革（概要）

このような沿革・実績をふまえ、この度、本学健康福祉学部新たにスポーツ健康福祉学科の設置を目指す背景と設置の趣旨、及び設置を必要とする理由は以下の通りである。

2. 健康福祉学部スポーツ健康福祉学科の設置

1) 社会的背景

少子高齢化社会が進む我が国において、社会の活力の低下や人間関係の希薄化など様々な問題や将来への不安が生じている。佐賀県などの地方圏では、特に大都市地域への若者人口流出や経済活動における活力の低下といった問題も抱えている。こうした問題を克服し、新しい豊かな社会を構築するためには、福祉の面からの社会環境の整備とともに、すべての人が地域社会に参加できる環境を作り上げる取り組みが求められる。こうした中で、誰もが望んでいる健康寿命の延伸やロコモティブシンドローム予防など健康を基盤とした生活の質の向上、特に生きがいをもって豊かな生活と積極的な社会参加ができることが重要であり、そのための環境とコミュニティづくりが急務であると言える。

折しも、我が国では、スポーツ立国戦略が策定され（平成 22 年 8 月）、また、平成 23 年 8 月にはスポーツ政策の基本的方向性を示すスポーツ基本法が施行された。その施策は、国民の誰もが体力、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現し、スポーツを活用して健康で活力に満ちた長寿社会を実現し、新しい公共の形成を推進しようというものである。この施策の理念は、高齢者や障害者の福祉において新しい展望を開くバックボーンにもなり得るものでもある。

こうした情勢に鑑み、本学では、高齢者や障害者に対する深化した生活支援の提供も視野に入れて、社会福祉の専門知識を身につけ、さらに健康運動やスポーツ・レクリエーションを活用して生活の質の向上や豊かな生活の構築に貢献でき、そして、誰もが健康で活力に満ちた新しい公共の形成を担うことができる人材の育成をめざして、「健康福祉学部スポーツ健康福祉学科」を設置することとした。

2) 健康福祉学部新学科（スポーツ健康福祉学科）を設置する意義

本学は創設以来、「健康と福祉」をテーマとして、栄養と福祉の分野を中心に、専門知識と応用技術をもって社会に貢献する人材の育成をめざしてきた。健康福祉学部では、これまでに管理栄養士、社会福祉士、学校教員など多くの人材を地域社会に送り出し、リハビリテーション学部では、理学療法や作業療法の分野で活躍する人材の育成に努めている。子ども学部では、子どもの成長発達をさまざまな立場でサポートする人材の育成を進めている。

このような教育研究上の実績をもつ本学健康福祉学部にはスポーツ健康福祉学科を新たに設置する意義は、既設学部が対象とする高齢者や病弱者、障害者、子どもだけでなく、すべての人に対して、運動やスポーツ・レクリエーションなどの身体活動を通して積極的な健康維持・向上、生活支援ができる人材を育成することにある。保健、医療、福祉の各分野と健康、スポーツの分野とが連携した教育研究活動を展開することを通して、本学の建学理念である「あすなろう」精神をさらに具現化し、すべての人々が幸福で豊かな生活ができる地域社会の実現に寄与しようとするものである。

3) 健康福祉学部スポーツ健康福祉学科における教育上の理念、目的

(1) 教育研究上の目的

西九州大学学則第 1 条 (目的)

「高度の知識を授け、人間性の高揚を図り、専門知識と応用技術をもって社会に貢献し、世界文化の向上と人類福祉に寄与する人物を養成する」

スポーツ健康福祉学科は、上記学則にある目的に沿って、学生の人間性の高揚を図り、スポーツ、健康、福祉分野の専門知識と応用技術をもって障害者や高齢者を含むすべての人に対して生活の質向上のサポートをする人材を養成する。したがって、スポーツ健康福祉学科における教育研究上の目的は、スポーツ、健康、福祉分野に関する学際的総合的な研究の体系化と、それを基礎とした応用的実践的な教育研究の展開である。ユニバーサル社会の理解と健康スポーツの専門知識を基盤に、真心をもった人間性と高度な知識・技術をもって、すべての人に対して生涯にわたってスポーツを活用した豊かな健康生活を支援できる専門職業人、および広範な領域で活躍する社会人の育成を教育上の目標とする。

(2) 中心とする学問分野

上記の理念および目的から、スポーツ健康福祉学科の教育研究上における中心的な学問分野は、「障害者や高齢者における福祉とその支援を考究する社会福祉学」と、「スポーツや運動、レクリエーションなどの身体活動を活用した健康管理と社会支援のあり方を考究する健康スポーツ学」である。社会福祉学と健康スポーツ学を中核に据えつつ、栄養学、リハビリテーション学、教育学など隣接諸科学の知見を応用することによって、健康生活支援と社会参加支援とに関する学際的総合的な知の体系の樹立を企図している。

(3) 教育研究上の到達目標

健康福祉学部スポーツ健康福祉学科の教育がめざす人間像は、「ユニバーサル社会の理解と福祉の心を基盤に、スポーツや身体運動を活用した健康生活支援ができる専門的な知識・技術と応用的能力を備えた社会人」であり、以下の5点を教育上の到達目標とする。

- ①教養教育・専門教育を通しての総合的な人間力の育成
- ②社会福祉と健康スポーツに関する学際的総合的な研究活動の展開
- ③身体運動を通して健康生活支援ができる専門的知識と技術の教授
- ④障害者や高齢者の健康生活支援に必要な専門的知識と技術の教授
- ⑤豊かな人間関係を築くために必要なコミュニケーション能力の育成

イ 学生確保の見通しと社会的な人材需要

1. 学生確保の見通し

スポーツ健康福祉学科は、既存の社会福祉学科における社会福祉学を基盤に新たにスポーツ学及び健康科学を融合させた複合分野の学科として設置するものである。ここでは、各種データをもとに設置後の学生確保の見通しについて説明する。

最初に、関連分野における全国の志願者動向について見てみることにする。

リクルート進学総研は、発行する高等教育機関の学校経営専門誌「リクルートカレッジマ

ネジメント」の179号 (Mar.-Apr.2013) において、平成24 (2012) 年時点の国公立大学に設置されている5,128学科を分析対象とした学部・学科トレンド特集 (pp.6-29) を組んでいる。それによると、78 (リクルートが独自に分類) の単独分野における直近4年間 (平成20~24年) で志願者数の増加が大きい学科系統の分野14番目に「スポーツ学 (3,694人)」が位置している (資料3-1)。さらに、539種 (上記78分野に該当しない複数の分野が融合した学科をリクルートが独自に分類) の複合分野における同様の志願者動向では、「スポーツ学」と「健康科学」の組み合わせが11,156人の増加で1位 (資料3-2) となっており、単独及び複合分野ともに「スポーツ学」は、志願者が増加傾向にあることが確認できる。

また、同分野の好調ぶりは、同特集の中の平成20年から平成24年の新增設・改組トレンドの項で、同期間に新しく増設された複合分野の合計設置数ランキングにも表れている。それによると、スポーツ学と健康科学の組み合わせによる学科増設数は17と全体で2番目 (1位は教育学と保育・児童学の21、3位は栄養・食物学と健康科学の7) に位置し、新增設時の平均志願倍率は10.6を示している。一方、同分野の順調な成長の勢いが今後も継続するか否か心配されるところであるが、同誌が示す志願者が増加している学科系統のポテンシャル (募集定員増=志願者数増) 及び大都市圏とローカルの分野別ポテンシャルについての解説によれば、スポーツ学と健康科学分野は、ローカルにポテンシャルが高く、募集定員が不足している分野に位置しており、ローカルで募集定員を増加すると今後も志願者が集まる可能性が高いと述べられている。

続いて文部科学省による平成24年度学校基本調査を見てみると、体育・スポーツ系学部における全国の入学志願者数の動向 (資料3-3) は、全体で8,672人の入学定員に対し入学志願者数が41,622人となっており、志願倍率は4.80を示している。さらに、スポーツと健康の複合分野による学部の志願倍率を見てみると、スポーツ健康政策学部4.30、スポーツ健康 (科) 学部6.33、健康・スポーツ科学部8.74となっており、体育・スポーツ系学部の中でもより高い倍率を示す傾向となっていることから、同様の複合分野として設置する本学スポーツ健康福祉学科も、ある程度の志願者数が見込めるであろう。

次に、本学が位置する九州北部地区の志願者動向について見てみたい。

九州北部地区には5学科 (4大学4学部) のスポーツ系学科が存在するが、それらの平成24年度入学動向についてまとめたものが資料3-4である。全体では610人の募集枠に1,973人の志願者が存在し、志願倍率は3.23となっている。先述の全国傾向では判断できなかった、スポーツと健康に「福祉」を含めた複合分野としての学科志願倍率について見てみると、九州看護福祉大学看護福祉学部鍼灸スポーツ学科で2.10、熊本学園大学社会福祉1部ライフ・ウェルネス学科で1.88となっている。これは、上記の表イ-①-1リクルート調査による単独分野における直近4年間で志願者数の減少が大きい学科系統の分野13位に「福祉学 (-3,038人)」があがっていることから分かるように、その影響は否定できないが、既存の2つの学科の実績通りおおよそ2.00という数字は見込めるものと推察できるであろう。

では、本学スポーツ健康福祉学科への実際の志願者はどの程度見込めるのだろうか。ここでは、本学が第三者機関 (日本開発構想研究所) に依頼し、平成24年7月~9月にかけて実施した新学科設置計画に関するアンケート調査の結果について見てみたい。但し、調査当時は「健康スポーツ学科」として新学科設立を構想していたが、事前相談の段階で教育課程などとの整合性を示すため、学科名称を「スポーツ健康福祉学科」へ修正した。

調査概要として、調査対象校は、本学所属学生の主な出身県である佐賀・福岡・長崎地区の本学に入学実績のある高等学校、並びに、平成 24 年度の本学オープンキャンパスの参加者在籍校を抽出して行った。調査協力校は全体で 37 校（41 校に依頼）、県別では佐賀県 22 校（23 校に依頼）、福岡県 10 校（13 校に依頼）、長崎県 5 校（5 校に依頼）であった。調査対象者は、調査時点において高等学校 2 年生とし、有効回収数としては 6,984 人を得た。調査の結果、進学意向については「進学を希望する」と回答した者は 28 人（0.4%）、「一応進学を考える」は 100 名（1.4%）、「受験先の一候補」は 434 人（6.2%）であった。また、学科に対して「興味を感じる」とした者は 489 人（7.1%）、「少し興味を感じる」1432 人（20.5%）となっている（資料 3-5 参照）。

今回、本学は「スポーツ」という新しい分野への参入を試みるが、これら進学意向および興味関心度の結果から、これまでの進学実績校の中でスポーツ分野を希望している層と同時に、これまで進学実績のなかった高等学校の同じ層への関係構築が可能となり、仮に調査の対象を近隣の全公立・私立高校に広げた場合、進学を希望すると答える生徒の実数はさらに高くなるものと予想される。

また、日本開発構想研究所の本調査に関するレポートにおいても、「アンケート回答時点では様子を見ている段階であり、進学先候補の一つとして位置づけていると考えられる回答者（「一応進学を考える」を回答）まで含めると、入学定員の 2 倍を超える回答者（128 人）がいることになる。今後、具体的な教育内容や卒業後の進路などを明確にし、特色や魅力となる点を示すことができれば、入学を志願する可能性は高まることが期待できる。（中略）したがって、入学定員 50 人の確保は十分可能な範囲にあると見込まれる。」と述べられている。

以上、全国及び九州北部地区におけるスポーツ・健康分野の学部・学科の動向と、近隣地区における本学への進学意向調査の結果を踏まえ、最後にスポーツ健康福祉学科の平成 26 年度～平成 29 年度における入学志願者数等の見通しを想定してみたい。

冒頭で述べた通り、スポーツ学と健康科学の複合分野は全国のトレンドとなっており順調に成長している。さらに、そのポテンシャルは大都市圏よりローカルで高く、募集定員を増加することで志願者も集まる可能性が高いことから、本学が位置する佐賀県（ローカル）での学生確保は長期的に見込めるであろう。しかし、分野の中身より大学そのもののブランド力が全体のトレンドに与えている影響も拭えないとの見解もあることから、本学の志願倍率 2.07（平成 25 年度実績）と、先述した九州北部地域における「福祉」を含めた複合分野の学科志願状況（資料 3-4 参照）を踏まえ、本学が新設するスポーツ健康福祉学科の入学志願者数等の見通しを示したものが資料 3-6 である。

資料 3-1：志願者数の増減が大きい学科系統（平成 20～24 年）

資料 3-2：複合分野の志願者増加ランキング（平成 20～24 年）

資料 3-3：平成 24 年度体育・スポーツ系学部の入学志願者数の動向（全国）

資料 3-4：平成 24 年度スポーツ系学科の入学志願者数等の動向（九州北部地域の大学）

資料 3-5：「西九州大学の新学科設置計画に関するアンケート調査」報告書

資料 3-6：本学スポーツ健康福祉学科の入学志願者数等の想定（平成 26～29 年度）

2. 卒業後の具体的な進路

スポーツ健康福祉学科の教育がめざす人材は、「ユニバーサル社会の理解と福祉の心を基盤に、身体運動を通じた生活支援ができる専門的な知識技術と応用的能力を備えた社会人」である。

スポーツ健康福祉学科では、社会福祉士国家試験受験資格、中学校、高等学校の保健体育教諭一種免許、健康運動指導士、健康運動実践指導者、障害者スポーツ指導者、レクリエーション・インストラクター、日本体育協会公認スポーツ指導者等の資格を、本人の選択によって取得できるため、卒業後の進路として、社会福祉施設や福祉行政などの社会福祉に関わる民間企業や団体、教員、警察、消防署などの公務員、スポーツ団体やスポーツ用品メーカーなどのスポーツに関わる民間企業や団体、健康増進施設や食料品などの健康に関わる民間企業や団体へ就職すると予想される。また、各教科の学習やボランティア、インターンシップなどで習得した知識やコミュニケーション能力は、関連分野以外の一般企業の就職にも役立つ。

以上、学生の個性と能力に応じた多様な進路を想定し、個別性に対応できるきめ細かな就職支援体制を準備する。

予想される主な進路先

- ・社会福祉関連（福祉施設や、社会福祉協議会など）
- ・スポーツ・健康増進関連産業
- ・医療機関（メディカル・フィットネス部門）
- ・保健体育教員（中学校・高等学校）
- ・官公庁、団体職員
- ・スポーツ関連及び福祉機器関連一般企業

3. 地域社会の人材需要の見通し

我国の総人口はここ数年の横ばいから減少傾向を示す一方、65歳以上の老年人口は年々増加し高齢化が急速に進行する状況で、医療や福祉への関心は高い。厚生労働省は、生活習慣病の予防や社会生活を営むために必要な身体機能の維持および向上により健康寿命の延伸と健康格差の縮小を実現する、21世紀における第2次国民健康づくり運動（健康日本21（第2次））や特定保健指導、メタボリックシンドローム対策、ロコモティブシンドローム対策などを推進し、健康を支え、守るための社会環境整備を進めている。また、スポーツ基本法ではライフステージに応じたスポーツ活動の推進や地域スポーツの活性化において、その環境整備とともに専門的知識をもった指導者の確保の必要性を示している。

新学科の地域社会における人材需要の見通しについて、本学が第三者機関（廣告社株式会社）に依頼し、平成24年6月～7月にかけて実施した近隣企業・施設の新学科への興味・関心及び卒業後の採用意向調査（依頼数600、回収数107、有効回答率16.7%）を行った。その結果、「スポーツ健康福祉学科」で学んだ新卒採用意向（資料4-1）では、48.1%が「採用対象となる」と回答し、さらに「採用対象として今後検討してもよい」の割合24.1%を含めると、72.2%にのぼる。このことから、卒業後の進路において、近隣企業・施設の新学科の新卒者ニーズは高い割合で存在しているものと推察される（資料4-2参照）。

続いて、予想される主な進路先別に見ていくことにする。まず、今後、最も需要が高いと予

測される、健康運動指導士や健康運動実践指導者など含めたスポーツ・運動指導者が、各現場で現在どの程度雇用されているのか概観する。平成 22 年度スポーツ・運動指導者に対するニーズ調査報告（財団法人健康体力づくり事業団）によると（資料 4-3）、民間のフィットネスクラブではほぼ 10 割、病院・診療所においても約 6 割がスポーツ・運動指導者を雇用している。また、本学科で取得できる健康運動指導士、健康実践指導者、保健体育教員免許による各資格取得者の雇用及び業務委託状況を主な業種別で見ると（資料 4-4）、民間のフィットネスクラブや、公共のスポーツ施設、健康・医療・スポーツ関連団体での雇用率が高く、特に前者 2 つの資格取得者についてはその傾向が顕著であることから、健康と運動をキーワードとした利用者の多様なニーズに応え得る専門知識と技術を有した人材の需要度の高さが理解できる。

さらに、これらの業種の中でも雇用・業務委託割合が特に高い値を示している「民間のフィットネスクラブ」における過去 10 年間の経営動向を見てみると（資料 4-5）、売上高と指導員数はほぼ横ばいで推移しているものの、会員数、事業所数が増加していることから、今後の売上高の上昇が期待できる。また、指導員数の横ばい状況については、上述した通り、健康と運動に関する専門知識と技術を有する人材の高い雇用率が実証している通り、指導員の中でも優先的雇用が見込めるものと推察される。

つぎに、本学科で取得可能な障害者スポーツ指導員資格について見てみたい。同資格は、厚生労働省が発行している障害者白書の中で取り上げられている「スポーツの振興」に直接的に関わる資格であり、今後、高齢者及び障害者スポーツを中心としたアダプテッド・スポーツの普及や、本学所在地である佐賀県が積極的に取り組んでいるユニバーサルデザインの推進役としても活躍が期待されるものである。しかし、佐賀県内の人口比による同資格取得率（資料 4-6）は 0.018%（全国 24 位）と、その期待に応えるに十分な数字であるとはいえないことから、本学科による同資格取得者の輩出は、地域ニーズにマッチしたものと言える。

以上のことから、本学健康福祉学部スポーツ健康福祉学科における人材養成は、福祉分野や健康産業分野に対し、専門的・高度な技能をもった人材を補い、佐賀県をはじめとした九州地区における健康生活支援に寄与するところが大きい。

なお、佐賀県内には、本学を含めて大学が 2 校、短期大学が 3 校存在する。保健体育教員養成など本学科同様の資格取得が可能な大学は、国立大学法人佐賀大学文化教育学部のみである。しかも、同大学の定員数は少数であり、地域社会の福祉分野や健康産業分野の人材需要から見ても、十分にその専門知識や実践的技術を活かした就業が可能と考えられる。

資料 4-1 : 「スポーツ健康福祉学科」で学んだ新卒採用意向

資料 4-2 : 新学科設置に関するアンケート調査〈事業所対象〉調査結果報告書

資料 4-3 : スポーツ・運動指導者の雇用状況

資料 4-4 : 主な業種別にみたスポーツ・運動指導資格所持者の雇用・業務委託状況

資料 4-5 : フィットネスクラブの売上高、会員数、事業所数、指導員数

資料 4-6 : 日本障害者スポーツ協会公認スポーツ指導員登録者数

ウ 学部、学科等の特色

平成 24 年 8 月 28 日付中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」では、予測困難な時代において、高等教育段階で培うことが求められる「学士力」によって、社会人としての自らの責務を果たし、他者に配慮しながらチームワークやリーダーシップを発揮して社会的責任を担い、倫理的、社会的能力を発揮することなどが求められている。また、これからの目指すべき社会像と求められる能力として国民一人一人が主体的な思考力や創造力を育み、想定外の困難に対処する判断力の源泉となるような教養、知識、経験を積むとともに、協調性と創造性を併せ持つことができるような大学教育への質的転換と、少子高齢化社会等の中で誰もが必要な医療、介護、保育等を安心して受けられる社会的システムの構築と維持、そのための必要な人材の育成が必要であると記している。

西九州大学においては、昭和 43 年の建学以来、「あすなろう」精神のもとで、常に時代の要請を敏感に受け止め、それに応える教育研究の展開に努めている。

そのなかでスポーツ健康福祉学科は、これまでの健康福祉学部で築いてきた伝統とリハビリテーション学部や子ども学部を含めた専門性の高い知識と実践力を活かし、ユニバーサル社会の理解と福祉の心を基盤に、身体運動を通じた健康生活支援ができる専門的な知識技術と応用的能力を備え、健康運動やスポーツ、レクリエーションを活用して生活の質の向上や豊かな生活の構築に貢献できる人材を養成する。

特に、障害者や高齢者を対象とした健康生活支援も視野に入れた社会貢献にも目を向け、社会福祉領域の専門的知識を基盤に健康運動やスポーツ・レクリエーションの知識と実践力とともに他者への配慮やチームワーク、リーダーシップなどの能力を養う教育を行う。

具体的には、①全ての人を対象とする包括的な身体運動のあり方について学ぶ、②現代社会に求められる健康運動・スポーツ・レクリエーションの知識と実践方法を学ぶ、③地域に密着し、健康運動・スポーツ・レクリエーションなどを活かしたコミュニティづくりについて学ぶ、④高齢者や障害のある人の生活支援における健康運動やスポーツ・レクリエーションの活用をユニバーサル社会の実現の視点を含めて学ぶ、⑤保健体育教育について専門的に学ぶ、ことを教育内容とし、スポーツ健康福祉学科の特色とする。

これらの実現は、西九州大学を健康生活（社会）支援の総合大学として位置づけるものである。

エ 学部、学科等の名称及び学位の名称

健康福祉学部は、創立当初より健康と福祉による社会貢献を実現するための中核的な学部として、社会福祉学科と健康栄養学科それぞれで専門的な実践力を身につけた人材を養成してきた。さらに「健康生活支援」を本学のキーコンセプトを位置づけるために、既存の社会福祉学科と健康栄養学科で培われた社会福祉と健康スポーツに関する学際的総合的な教育研究分野を、新たに独立し

た学科として明確に体系化し、スポーツ健康福祉学科の名称でさらなる社会貢献をしようとするものである。

健康福祉学部スポーツ健康福祉学科がめざす人間像は、「ユニバーサル社会の理解と福祉の心を基盤に、スポーツを活用した健康生活支援ができる専門的な知識と応用力を備えた社会人」であり、教育研究の中核をなす学問分野が「障害者や高齢者における福祉とその支援を考究する社会福祉学」と「スポーツや運動など身体活動を通じた健康管理と社会参加支援の在り方を考究する健康運動学」であるため、その融合した学問領域を修得した学位として「学士（スポーツ健康福祉学）」を授与することとする。

大学名	西九州大学	Nishikyushu University
学部名	健康福祉学部	Faculty of Health and Social Welfare Science
学科名	スポーツ健康福祉学科	Department of Sports, Health and Welfare
学位の名称	学士（スポーツ健康福祉学）	Bachelor of Department of Sports, Health and Welfare

オ 教育課程の編成の考え方及び特色

1. 教育課程の編成方針

1) 教育課程の編成の考え方（開設科目の区分）

健康福祉学部スポーツ健康福祉学科の教育課程は、「共通教育科目」と「専門教育科目」の2部門で構成される。

(1) 共通教育科目

共通教育科目は、「共通基礎科目」、「教養教育科目」、「語学」、「健康運動学」、「情報処理」の5つに区分される。このうち、「共通基礎科目」は、本学の建学理念である「あすなろう」精神を具現化した科目である。「語学」「健康運動学」「情報処理」は、4年間の学習過程の基礎技能にかかわるものであり、主として1、2年次に履修する。「教養教育科目」は、専門教育科目と相互に補完しあうことにより、学生に幅広い教養を授け人間性の陶冶を図ることから、1年次から4年次まで各自が自由に選択履修する。

ア. 共通基礎科目

共通基礎科目として、本学の建学理念である「あすなろう」精神を具現化した「基礎演習あすなろう」を開講する。

「基礎演習あすなろう」は、1年次通年隔週の必修科目である。大学生活のスタート時点における学習生活支援を目的とし、学長による建学理念についての講話、大学と高校との違いと共通点、大学での勉学の特徴、レポートの書き方などの内容を、少人数のゼミ形式によ

り実施する。ゼミ担当教員は、学生の年間にわたるチューターを務め、学習や生活上の相談にあたる。これによって、いわゆる「五月病」を予防し、教員のきめ細かな個別的指導と学生同士の人間関係の構築を通して、新入生の大学生活への円滑な移行を援助する。

イ. 教養教育科目

「実践教養」「人間と文化」「人間と社会」「人間と自然」の4領域からなる。上記共通基礎科目を補完する実践教養科目「あすなろう体験群」と、文化的、社会的、自然的存在としての人間に多様な学問領域からアプローチすることで、幅広い教養と人間性を養うとともに、人間について広く深く理解するための視点やものの見方を培おうとするものである。

- ①「実践教養」は、「あすなろう体験Ⅰ（基礎）」「あすなろう体験Ⅱ（実践）」「あすなろう体験Ⅲ（応用実践）」の3科目で構成される。これらは、通常の授業では実施しにくい、学外での企業体験や社会体験、地域のさまざまな行事に参加するボランティア活動など、体験的学習を中心に構成され、職業意識や市民意識、公共心の涵養を図る。なお、「あすなろう体験Ⅰ（基礎）」は学外での体験活動を主とする1年次通年隔週の必修科目である。
- ②「人間と文化」は、「心理学入門」「現代社会と倫理」「人間論と現代思想」「文学と言語」「生涯学習論」「人間の歴史」「脳と認知科学」「異文化理解」「海外研修」の9科目で構成される。
- ③「人間と社会」は、「法学」「日本国憲法」「社会学入門」「暮らしと経済」「ジェンダー論」「少子高齢化社会と人間」「人類学」の7科目で構成される。
- ④「人間と自然」は、「生命のしくみ」「生物と環境」「化学入門」「統計学の基礎」「物理学入門」「地球環境科学」の6科目で構成される。

これら教養教育科目は、「あすなろう体験Ⅰ（基礎）」以外すべて選択科目である。なお、「生涯学習論」「少子高齢化社会と人間」「生命のしくみ」は、健康、体育・スポーツ及び社会福祉分野への関連がとくに深い科目であることから、学科推奨科目に指定する。

ウ. 語学

- ①英語を必修科目として4単位（「総合英語」「英語表現」）、選択科目として4単位（「英語会話」「上級英語」）開講する。
- ②第2外国語として、「ドイツ語」「フランス語」「中国語」「韓国語」を、いずれも選択科目として開講する。

エ. 健康運動学

- ①講義科目である「健康・スポーツ科学」を選択科目として開講する。

②実技科目として1年次「フィットネス・スポーツ」、2年次「ウェルネス・スポーツ」をそれぞれ開講し必修とする。

オ. 情報処理

1年次の必修科目として、「情報処理基礎」を演習形式で実施する。

(2) 専門教育科目

専門教育科目は、「学部基幹科目」「学科基幹科目」「学科専門科目」3つに区分される。既設学科の有する知見や人材を活用した科目に体育・スポーツ学関連科目を配置し、現代の健康社会をめぐる諸課題に多角的にアプローチし、幅広い視野と実践力の育成をめざす。

ア 学部基幹科目

学部基幹科目として、既存学科や健康スポーツ学の専門学問領域科目の習得に必要な概括的な考え方や基礎知識の修得及び学習意欲の喚起を図ることを目的とする「健康福祉概論」を必修科目として配置する。

イ. 学科基幹科目

学科専門科目として、すべての人が豊かな生活を送る上で必要となる支援についての基本的な考え方を学習する「生活支援学総論」と現代社会における福祉の在り方を学習する「現代社会と福祉Ⅰ」「現代社会と福祉Ⅱ」および運動やスポーツなどの身体活動を通じた健康の維持・増進と福祉についての基本的な知識及び考え方を学ぶ「スポーツ健康福祉学概論」を配置し、「現代社会と福祉Ⅱ」を選択、その他の3科目は必修とする。

ウ. 学科専門科目

学科専門科目は、「ゼミナール」「社会福祉に関する科目」「健康スポーツに関する科目」「社会福祉及び健康スポーツ関連科目」「教職に関する科目」の5つに区分される。

①ゼミナールについては、専門ゼミとして3年次に「スポーツ健康福祉学演習Ⅰ」、4年次には4年間の学修の総仕上げとして「スポーツ健康福祉学演習Ⅱ（含卒業研究）」を配置し、いずれも必修とする。

②社会福祉に関する科目は、既存学科に倣い社会福祉士養成に必要となる科目を中心にした全38科目を選択科目として「人・社会・生活」「地域福祉」「福祉サービスに関する知識」「相談援助の理論と方法」「相談援助の演習・実習」の5つの領域に区分して設定する。

i. 人・社会・生活

人・社会・生活の区分には、人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法につ

ていて学習する、「人体の構造と機能及び疾病Ⅰ」「人体の構造と機能及び疾病Ⅱ」「心理学Ⅰ」「心理学Ⅱ」「生涯発達心理学」「社会理論と社会システム」「社会調査の基礎」の7科目を配置する。

ii. 地域福祉

地域福祉の区分には、地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術を学ぶ、「地域福祉の理論と方法Ⅰ」「地域福祉の理論と方法Ⅱ」「福祉サービスの組織と経営」「福祉行財政論」「福祉計画論」の5科目を配置する。

iii. 福祉サービスに関する知識

福祉サービスに関する知識の区分には、福祉サービスに関する知識を学ぶ、「社会保障論Ⅰ」「社会保障論Ⅱ」「高齢者福祉論」「介護論」「障害者福祉論」「児童・家庭福祉論」「公的扶助論」「保健医療サービス」「就労支援サービス」「権利擁護と成年後見制度」「更生保護制度」の11科目を配置する。

iv. 相談援助の理論と方法

相談援助の理論と方法の区分には、総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術を学ぶ、「相談援助の基盤と専門職Ⅰ」「相談援助の基盤と専門職Ⅱ」「相談援助の理論と方法Ⅰ」「相談援助の理論と方法Ⅱ」「相談援助の理論と方法Ⅲ」「相談援助の理論と方法Ⅳ」の6科目を配置する。

v. 相談援助の演習・実習

相談援助の演習・実習の区分には、相談援助の実際について学ぶ、「相談援助演習Ⅰ」「相談援助演習Ⅱ」「相談援助演習Ⅲ」「相談援助演習Ⅳ」「相談援助演習Ⅴ」「社会福祉援助技術実習指導Ⅰ」「社会福祉援助技術実習指導Ⅱ」「社会福祉援助技術実習指導Ⅲ」「社会福祉援助技術実習」の9科目を配置する。

③健康スポーツに関する科目は、すべての人を対象に身体運動を通じた生活支援が可能となるために必要な理論と技能を習得するために、健康と運動・スポーツに関する学問領域の科目を中心にした全43科目を選択科目として「基礎科目」「健康運動支援関連科目」「生涯スポーツ支援関連科目」の3つの区分で構成する。

i. 基礎科目

基礎科目の区分には、運動・スポーツと身体の仕組みを理解するのに必要な「運動学（運動方法学を含む）」「生理学（運動生理学を含む）」「バイオメカニクス」「コーチング学」、スポーツの心理及び関係性作用やスポーツライフのあり方を理解するのに必要な「スポーツ心理学」「スポーツ社会学」「生涯スポーツ論」、スポーツの政策活動やビジネスを理解するのに必要な「スポーツ行政」「スポーツマネジメント論」、そして人々の心身の健康を支援するための基礎を学習するため、「スポーツ栄養学」「健康管理学」「衛生学（公衆衛生学を含む）」「救急処置（学校安全を含む）」、運動（スポーツ）方法の基礎および高度な指導法や技能を習得するための演習科目と

して、「運動方法学演習 1（体づくり）」、「運動方法学演習 2（器械運動）」「運動方法学演習 3（陸上）」「運動方法学演習 4（水泳）」「運動方法学演習 5（バスケットボール）」「運動方法学演習 6（サッカー）」「運動方法学演習 7（柔道）」「運動方法学演習 8（剣道）」「運動方法学演習 9（ダンス）」「運動方法学演習 10（健康体力づくり）」「運動方法学演習 11（アダプテッド・スポーツ）」「運動方法学演習 12（キャンプ）」、「運動方法学演習 13（スキー）」、スポーツ実技およびその指導方法を学習するスポーツ教育を支援する上で補完的知識として必要な「精神保健学Ⅰ」「精神保健学Ⅱ」「学校保健」の全 29 科目を配置する。

ii. 健康運動支援関連科目

健康運動支援関連科目の区分には、人々の身体運動による健康維持・増進活動を支援するのに必要な知識や技能を学ぶ、「運動処方」「運動負荷試験」「測定評価」「健康体力づくり論」「健康産業施設等現場実習」「健康運動総合演習Ⅰ」「健康運動総合演習Ⅱ」の 7 科目を配置する。

iii. 生涯スポーツ支援関連科目

生涯スポーツ支援関連科目の区分には、地域のすべての人の豊かなスポーツライフを支援するために必要な知識や技能を学ぶ、「地域スポーツ実践演習」「レクリエーション支援論」「レクリエーション支援演習」「アダプテッド・スポーツ論」「発育発達とスポーツ」「高齢者の健康と運動」「リハビリテーション論」の 7 科目を配置する。

④社会福祉及び健康スポーツ関連科目は、障害者や高齢者の運動・スポーツを含めた身体活動を支援する上で必要となる「ユニバーサルデザイン概論」「ユニバーサルデザイン各論」「健康生活と福祉技術」、健康及び福祉を取り巻く社会のあらゆる事象を客観的に捉える方法を学ぶ「健康福祉情報処理」「健康福祉統計法」、そして自分の将来に関連のある就業体験を行う「インターンシップ」の 6 科目を選択科目として配置する。

⑤教職に関する科目は、スポーツを通じた教育のあり方を理解するのに必要な「保健体育科教育法Ⅰ」「保健体育科教育法Ⅱ」「保健体育科教育法Ⅲ」「保健体育科教育法Ⅳ」、教職の意義等を理解する「教職論」、教育の基礎理論を理解する「教育原論」「教育心理学」「教育制度論」、教育課程及び指導法を理解する「教育課程論」「道徳教育指導論」「特別活動論」「教育方法論」、生徒指導、教育相談及び進路指導等を理解する「生徒指導論」「進路指導論」「教育相談」、そして教育実践を体験する「教育実践演習（中・高）」「教育実習事前事後指導」「教育実習」の 18 科目を選択科目として配置する。

2) 教育課程の特色

(1) 社会福祉学科を中核とする既存学科との連携

西九州大学が建学以来 45 年にわたって蓄積してきた教育研究上の成果を生かし、既設学

部・学科との連携を通して教育効果の双方向における向上を期待する観点に立って、「社会福祉学」と「健康運動（スポーツ）学」を中核に据えつつ、健康栄養学、リハビリテーション学、教育学などの隣接諸科学の知見を応用することによって、すべての人（特に障害者や高齢者）に対する運動・スポーツ支援と健康支援を通じた生活支援、換言すれば福祉社会（ユニバーサル社会）の支援のあり方にアプローチする科目を開設する。

配置する科目は、健康やスポーツに関わる支援者に必要な基礎理論と技術を学び、それに基づく知識と技能を演習と学内外の実習の場で体験的に獲得していくことを可能とする科目配置を行うとともに、資格取得に結びつくよう編成している。

なお、平成 24 年 8 月 28 日中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」で示された、学生の主体的学修を促すため、2 年次からは取得を目指す資格や本人の活躍を目指す職域に応じて科目を選択できるように、地域を主な活躍の場とする「福祉スポーツ支援モデル」と「健康づくり支援モデル」、学校を主な活躍の場とする「スポーツ教育支援モデル」の 3 つの履修モデルを設定している（履修モデルは、資料 6-1～3（本文 18 頁）を参照）。

（2）少人数の演習、ゼミナールの実施

1 年次の「基礎演習あすなろう」、3 年次の「スポーツ健康福祉学演習Ⅰ」、4 年次の「スポーツ健康福祉学演習Ⅱ（含卒業研究）」の開設によって、入学から卒業まで、少人数のゼミと担当教員によるチュートリアルな指導を通して、学生による自主的な学習態度の育成とともに学生への個別的な学習支援の徹底を図る。

（3）ボランティアや体験学習の重視

本学の建学理念を具現化した「あすなろう体験」をはじめ、「社会福祉援助技術実習」「健康産業施設等現場実習」「地域スポーツ実践演習」「インターンシップ」等、学外での体験を伴う科目を開設することにより、昨今の学生に指摘される生活体験、社会体験の不足を補うとともに、地域の方々とのかかわりを重ねることによって特に、障害者や高齢者への理解を深め、支援のあり方を自ら考え実践する主体的学習態度と意欲の醸成を図る。

カ 教員組織の編成の考え方及び特色

1. 教員配置

健康福祉学部スポーツ健康福祉学科の設置の趣旨に基づき全ての人を対象に、健康運動やスポーツ、レクリエーションを活用して生活の質の向上や豊かな生活の構築に貢献できる専門職業人を養成するために、それぞれの分野の経験豊富な教育研究者を専任教員として配置した。

本学の建学の精神「あすなろう精神」を教育課程の中心に置くことに配慮し、さらに、既設学科である社会福祉学科から7名が本学科に異動、新規採用教員2名と合わせて9名の専任教員の配置を計画している。

社会福祉に関する科目群は学科の特長を表す一つの柱となるもので、本学が長年培ってきた領域であることから、既設学部・学科の兼任教員を担当科目に配置する。そして、もう一つの柱となる健康スポーツに関する科目群については、専任教員と既設学部・学科の兼任教員をバランスよく担当科目に配置することで、質の高い教育の実施を計画している。

超高齢化社会の到来が目前に迫り、高齢者の健康問題が課題となっているが、本学科では健康運動学及びレクリエーションやアダプテッド・スポーツを専門とし対象に適した支援活動に必要な基礎知識から支援技術を教授できる専任教員を配置している。

共通教育科目は、既設学部の兼任教員が授業を担当するが、本学の基本理念を熟知しているので人間教育を中心として福祉の心を理解させることができる教員配置となっている。

主要科目は、原則として教授、准教授、講師が担当するよう配置した。助手は2名を置く。

2. 教員の年齢構成と定年

教員の年齢構成は、資料に示すとおり、30代から60代まで概ねバランス良く各年代に配置されており、適切であると判断している。

本学園における教員の定年は、現状では、教授68歳、准教授65歳、講師以下60歳（平成13年12月に、学校法人永原学園教職員就業規則の改正により、教育職員の定年は必要に応じて5年まで延長できる）となっている。今後教員年齢の上昇が憂慮されるが、適宜、若手教員を採用し、育成することが活性化に重要であると認識している。

本学部の専任教員には、完成年度を迎えるまでに定年を超える者が含まれるが、それらの教員については完成年度を迎えるまで定年を延長する措置を運用し、雇用を確保するよう計画している。

資料5-1：学校法人永原学園就業規則（定年に関する規程）

資料5-2：教員の年齢構成

資料5-3：教員採用計画表

キ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

1. 教育方法及び履修指導方法

健康福祉学部スポーツ健康福祉学科では、学生に入学当初から目的意識を明確に持たせていくための教育課程編成の考え方及び特色を設定し、次の教育方法を行う。

1) 授業計画（シラバス）

学生が受講する授業科目が、どのような展開で行われるか授業科目ごとに授業の到達目標及びテーマ、授業概要、受講の心得、成績評価、テキスト及び参考書等を記載し、年間の進捗計画を明示した「授業計画（シラバス）」を大学設置基準第 25 条の 2 及び第 2 項に基づき毎年作成し配布する。

2) セメスター制の導入

学習効果を高めることを目的とし、授業科目の内容により通年科目と共に半期完結のセメスター制を導入し、授業科目をより多く揃え、専門職業人になるにふさわしい教養ある学生を育成する。

3) 学習支援体制

以下の事項を通じ、学生の学習及び生活上の指導の円滑化を図る。

- ① 指導教員（チューター）を配置し、学生生活が円滑にいくよう助言・指導を行う。
- ② 入学後の 1 年生に対し新入生オリエンテーションを行い「学生便覧」「授業計画（シラバス）」他を配布し、指導教員（チューター）、学務部教務課、学生支援課、図書館及び関連部署から履修方法等 4 年間の学生生活での必要な事項説明等行う。
- ③ 授業内容及び方法、授業の到達目標と授業効果、成績評価方法の見直し・適正化等について、共通教育運営委員会や教務委員会等と連携し学習支援を行う。
- ④ 新入生の保護者に対しては、入学式直後「保護者懇談会」を設け、教務課など、関連部署から 4 年間の学修支援体制の説明と協力を依頼する。
- ⑤ 在学時の 1 年生次後期から 4 年生次の後期までの各学期始めには、ガイダンスを行い「個人別成績一覧表」等を各個人別に配布し、卒業要件や免許・資格取得に必要な科目の修得漏れがないよう再確認させ履修登録させる。また、当学科からは、指導教員（チューター）も参加し、学習支援を徹底する。
- ⑥ 特に 2 年次前期ガイダンスでは、目指す職域や人材像に応じた前述の 3 つの履修モデルを示すことで専門教育科目の履修へ容易に移行できるようにする。
- ⑦ オフィスアワー制度を設け、学生個人からの学修、進路、就職及び生活の悩みの相談を多くの教員が保障できるよう設ける。
- ⑧ 既存学部においては他大学と単位互換協定を設けており、スポーツ健康福祉学科においても受講し単位が修得するよう周知する。

4) 学生による授業評価

- ① FD 委員会において専任、兼任を問わず同評価を半期毎に実施し、学習効果の参考とし、改善を図る。
- ② 評価項目は、「あなた自身について」、「授業内容について」、「授業方法について」、「教員の対応について」及び「総合評価」を設け、選択式と記述式の 2 種類に記載させる。
- ③ 実施結果については数値化及びグラフ化して該当教員に配布する。また、図書館において実施した全教員の評価を学生・教員を問わず誰でもが閲覧できるようにする。

5) 授業開講数と単位及び成績評価

1 単位の授業科目は、45 時間を学修に必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- ① 講義については、15 時間の授業をもって1 単位とする。
- ② 演習については、30 時間の授業をもって1 単位とする。ただし、授業の方法に応じ 15 時間の授業をもって1 単位とすることができるものとする。
- ③ 実験・実習及び実技については、45 時間の授業をもって1 単位とする。ただし、授業の方法に応じ 30 時間の授業をもって1 単位とすることができるものとする。
- ④ 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前1 号、2 号及び3 号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1 単位とすることができるものとする。

成績評価は、原則として学期終了毎に実施し、試験の方法は記述試験、レポート提出、実技試験等により行う旨を予め「授業計画（シラバス）」に記載する。

6) 他大学等における授業科目の履修

他大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の既修得単位等の認定については、学則第 14 条から学則第 14 条の 3 の規定により、教育上有益と認めるときは、教授会の議に基づき本学における授業科目の履修により修得したものとみなす規定を適用することになるが、上述の指定規則の適用を受ける履修科目と抵触しない範囲内に限定して適用する。

7) 履修登録の年間登録上限について

大学設置基準第 27 条の 2 及び学則第 9 条第 3 項の規程に基づき、学生の適切な学習量を確保すること及び単位制度の実質化を図るため、既存学部同様に 1 学期間に履修科目として登録できる単位数を 30 単位までとし、年間 50 単位を限度とする。

2. 卒業要件及び学位

1) 卒業要件単位

卒業に要する履修単位数は、124 単位とする。内訳は、次のとおりとする。

共通教育科目 26 単位（共通基礎科目 1、教養教育科目 15、語学 6、健康運動学 2、情報処理 2）専門教育科目 98 単位（学部基幹科目 2、学科専門科目 96）とする。

2) 卒業要件

- ① 本学に 4 年以上在学し、所定の 124 単位以上修得しなければならない。
- ② 卒業と認定された者に対し、卒業証書・学位記並びに学士の学位を授与する。

(学則第 15 条)

3) 修業年限

修業年限は4年とする。在学期間は、休学期間を除き、8年を超えないものとする。

(学則第4条、27条)

4) 学位

学位は、健康福祉学部スポーツ健康福祉学科卒業生には学士(スポーツ健康福祉学)を付記して授与する。

(学則第15条)

資料6-1：履修モデル(福祉スポーツ支援モデル)

資料6-2：履修モデル(健康スポーツ支援モデル)

資料6-3：履修モデル(スポーツ教育支援モデル)

ク 施設、設備等の整備計画

1. 校地、運動場の整備計画

西九州大学にスポーツ健康福祉学科を設置しようとする神埼キャンパスは、吉野ヶ里遺跡に近いJR神埼駅から4kmの場所に位置し、校地面積は106,328㎡、内運動場用地が18,813㎡、及びその他竹林傾斜地が46,281㎡であり、校舎敷地は37,683㎡である。

西九州大学の神埼キャンパスには下記の学部が存在する。

西九州大学 神埼キャンパス (人)

学部等	入学定員	3年次編入学	収容定員	備考
健康栄養学部	120	0	1,040	学部の設置届出中
健康福祉学部	130	10	540	
社会福祉学科	80	10	340	
スポーツ健康福祉学科	50	0	200	学科の設置届出中
リハビリテーション学部	80	0	320	
計	330	20	1,360	

神埼キャンパスの校地には、野球、サッカー、ラグビー、弓道、テニスなどに対応できる本格的な施設を有している。また、体育館その他、トレーニングセンター、シャワールーム、ロッカールーム、多目的利用の第2体育館を設置している。

目次6：校地校舎等の図面 参照

1) グラウンド

野球やサッカー、陸上競技などの屋外運動種目が共有して実施できるグラウンドを有し、平成25年度中にナイター照明施設を設置する予定である。それに合わせてグラウンドを囲むネットの改修や固定ベンチの増設を行い、安全面や利便性の強化を図る。また、附属施設として、用具管理倉庫、屋外トイレ、給水施設がある。

授業においては、共通教育科目「フィットネス・スポーツ」及び「ウェルネス・スポーツ」、専門科目の「運動方法学演習（屋外科目）」等の実施場所として使用する。

2) 第1体育館

球技種目を中心とした屋内種目を実施できる各種目のライン及びゴールが設置されており、バドミントンやバレーボールのネットが設置できるような設計である。体育館内には、一階に用具庫、2階に更衣室及びシャワーを設置している。

授業においては、共通教育科目「フィットネス・スポーツ」及び「ウェルネス・スポーツ」、専門科目の「運動方法学演習（屋内科目）」等の実施場所として使用する。

3) 第2体育館

バスケットゴールを設置しており、バスケットボール、卓球、フットサル等の球技系科目が可能である。また、新学科設置に伴い、体育館の半面を柔道用の畳が設置できるようにフロアを張り替える予定である。第一体育館同様、体育館内に用具庫、更衣室を設置しており、シャワーについても今後設置予定である。

授業においては、共通教育科目「フィットネス・スポーツ」及び「ウェルネス・スポーツ」、専門科目の「運動方法学演習7（柔道）」「運動方法学演習8（剣道）」等の実施場所として使用する。

4) トレーニングセンター

各種トレーニングマシンや自転車エルゴメーターを備えた建物で、ダンス等にも対応できるように音響設備やDVDプレイヤーやテレビモニターも設置している。また、体力測定も実施可能で、用具庫に各種体力測定装置や運動能力装置を備えている。

授業においては、共通教育科目「フィットネス・スポーツ」及び「ウェルネス・スポーツ」、専門科目の「運動方法学演習1（体づくり）」「高齢者の健康と運動」「測定評価」「健康運動総合演習I」等の実施場所として使用する。

5) テニスコート

現在ナイター照明付きのハードコート（2面、コンクリート）のテニスコートがある。今後コンクリート面を人工芝と砂を撒いたオムニコートに改修予定である。また、車いすテニスにも対応できるように新規にハードコート（1面、コンクリート）を建設予定である。

授業においては、共通教育科目「フィットネス・スポーツ」及び「ウェルネス・スポーツ」等の実施場所として使用する。

6) 多目的室

平成26年4月までに新規に多目的ルームを建築整備する予定である。この多目ルームには、音響設備やプロジェクターも設置予定であり、講義、演習、実習すべての形態の科目に対応可能である。今後運動負荷試験に関する機器も整備予定のため運動負荷試験も実施できる。

授業においては、専門科目の「運動負荷試験」「測定評価」「運動方法学演習9（ダンス）」

等の実施場所として使用する。

3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

1) 蔵書冊数、蔵書構成及び収集方針

本学の図書館は、神埼キャンパスと神園キャンパスからなり、両キャンパスの図書館の総面積は、1,662 m²（神園キャンパス図書館 571 m²は短期大学部と共用）である。

平成 21 年度より、図書館蔵書管理システムを統合して両館所蔵資料の横断検索を可能とし、資料調査の効率を向上させている。

両キャンパスの図書館それぞれの蔵書数は以下のとおりである。

神埼・神園キャンパス図書館の蔵書数（平成 25 年 3 月 31 日現在）

	神埼キャンパス図書館	神園キャンパス図書館	計
図書（冊）	93,728	52,903	146,631
学術雑誌（種）	275	306	581
視聴覚資料（点）	3,917	2,663	6,580
電子ジャーナル（種）	39	4	43
デジタルデータベース	4	0	4

両図書館の開館時間、閲覧席数、収納可能冊数、情報検索用端末、視聴覚機器数等は以下の通りである。情報検索用端末は、いつでも検索が可能な環境として利用者へ提供している。

図書館の開館時間、閲覧席数、収納可能冊数、情報検索用端末、視聴覚機器数等

キャンパス	延べ床面積	開館時間	閲覧席数	収納可能冊数	情報検索用端末数	視聴覚機器数
神埼図書館	815 m ²	平日：8:50～19:50 土曜日：9:30～16:30	116 席	約 10 万冊	2 台	4 台
神埼図書館 7号館分室	276 m ²	平日：8:50～19:50	37 席	約 2 万冊	1 台	4 台
神園図書館	571 m ²	平日：8:50～19:50 土曜日：9:30～16:30	109 席	約 4 万冊	1 台	3 台

※土曜日開館は、第 2・第 4 土曜日に開館

資料 7-1：整備予定国内学術雑誌一覧表

資料 7-2：整備予定海外学術雑誌一覧表

資料 7-3：主なデータベース一覧表

資料 7-4：主な電子ジャーナル一覧表

資料 7-5：主な整備予定図書類

2) データベースや電子ジャーナル等の整備

各種オンラインデータベースサービス（国立情報学研究所 GeNii、医中誌 Web、JDream III、朝日新聞記事データベース：聞蔵、PsycINFO、メディカルオンラインなど）が学内ネットワークで利用可能となっており、今後も必要となるオンラインデータベースの充実を図る。

電子ジャーナルについては、ホームページを整備し、当館で閲覧できるものについては、ホームページ上で紹介している。また、Sciverse Science Direct (Elsevier 社) や EBSCO Host 等を導入し、これを介して、教育研究に役立つよう多くの電子ジャーナルを閲覧できる環境を整備している。その他、PsycARTICLES なども導入し、入手困難な学術雑誌を電子ジャーナルとして閲覧できる体制を採っている。今後、電子ジャーナルで閲覧できる学術雑誌の種類を増やしていく。

3) 利用者サービス

神埼キャンパスおよび神園キャンパスの図書館では、専門の職員（司書）が中心となって利用者の要望に応じている。

授業時間帯である 8 時 50 分から 17 時 50 分にあわせて、開館時間は 8 時 50 分から 19 時 50 分、土曜日（第 2・第 4）は 9 時 30 分から 16 時 30 分まで、大学院学生への便宜を図るため開館時間の延長を逐次行う。また、現在すでに地域の方（学外の方）に対して大学図書館の開放を実施しており、地域コレクションの充実をめざした資料の計画的収集を行っている。

新着図書に関しては、新着図書コーナー（展示架）を設置して利用促進を図っている。また、学生の情報リテラシー（コンピュータリテラシー）の涵養を目指し、情報機器を利用した文献検索法などを指導するために学内 LAN 端末を両キャンパス図書館に 31 台設置（内 8 台は短期大学部と共用）している。指導方法については、ゼミや研究室ごとにガイダンスを行っている。

また、館内資料の蔵書検索を行うための OPAC 専用端末を 4 台設置（内 1 台は短期大学部と共用）するとともに、図書館のホームページを介して、Web 上から検索できるように WebOPAC を提供している。この検索法についても、新入生オリエンテーションや在学生ガイダンスで利用指導を行っている。図書館ホームページでは、文献検索はもとより、開館カレンダーや最新のトピックス、利用ガイドなどを掲載し、幅広く利用者へ情報提供を行っている。

両図書館に独自に所蔵する図書はお互いに共用利用することとし、両キャンパス間に図書シャトル便などを運行させ、学生の利便を配慮している。

4) 他の大学図書館、公共図書館との協力体制の強化

九州地区大学図書館協議会、私立大学図書館協会、西地区部会九州地区協議会、福岡県・佐賀県大学図書館協議会（南部地区）及び佐賀県大学図書館協議会へ加盟し、ともに研究会

・総会等を実施して情報交換を行っている。

また、他大学や公共図書館と連携し、相互に館内利用が出来る環境を整えている他、文献複写や図書貸借の相互協力も行っている。

ケ 入学者選抜の概要

1. 入学者の受入れの基本方針

スポーツ健康福祉学科では、ユニバーサル社会の理解と社会福祉の専門的知識を持ち、すべての人に健康運動やスポーツ、レクリエーションを活用して総合的な健康を支援し、豊かな生活の構築に貢献できる人材を養成することを目的として、次のような意欲、能力、適性をもった学生を受け入れることを基本方針とします。

- ① スポーツやレクリエーション活動などの身体運動と福祉に興味や関心を持つ人
- ② 身体運動を通して人々の健康生活を支援することで社会に貢献したいという意欲がある人
- ③ 優しい人間観と健全な社会観をもっている人
- ④ 何ごとにも熱意と主体性をもって取り組もうとする人

以上のような基本方針に基づき、スポーツ健康福祉学科では、健康運動指導士、健康運動実践指導者、障害者スポーツ指導者、レクリエーション・インストラクター、公認スポーツ指導者、社会福祉士等、人々の健康生活を支援するための資格や、中学校および高等学校教諭一種免許（保健体育）を取得するための専門科目群を準備しています。したがって、コミュニケーションに必要とされる幅広い教養と、何ごとにも主体的に取り組む姿勢を身に着けていること、すなわち高等学校における教科および課外活動などに積極的に取り組んでいることが期待されます。教科の中では特に、コミュニケーションの基本となる「国語」、人間社会の在り方を学ぶ「公民」、心と身体健康づくりについて学ぶ「保健体育」、自然界のしくみを学ぶ「理科」などを学習していることが望まれます。

2. 入学試験区分と受験資格

大きく分けて、1) 一般入試、2) 推薦入試、3) 特別入試、4) AO入試の4区分を設定する。なお、開設2年目以降については大学入試センター試験利用入試を加えることを検討する（詳細は5)に記載）。

1) 一般入試（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期入試）：定員 22名

受験資格は、次の何れかに該当する者

- ① 高等学校（中等教育学校を含む）を卒業した者、及び卒業見込みの者
- ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、及び修了見込みの者

- ③ 学校教育法施行規則第 150 条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び入学年度の前年度 3 月末までにこれに該当する見込みの者
- ④ 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

2) 推薦入試（指定校、学校長推薦Ⅰ・Ⅱ期）：定員 25 名

【指定校推薦入試（専願）】

佐賀県内・外の高等学校を中心に指定校を選定する。

受験資格は、次の①から②までの条件を全て満たす者

- ① 学業・人物とも優秀であり、出身高等学校長（中等教育学校を含む）より推薦された前年度 3 月に卒業見込みの者及び前々年度 3 月に高等学校を卒業した者
- ② 高等学校の成績全体の評定平均値 3.3 以上の者

【学校長推薦入試Ⅰ期・Ⅱ期】

受験資格は、次の①から②までの条件を全て満たす者

- ① 学業・人物とも優秀であり、出身高等学校長（中等教育学校を含む）より推薦された前年度 3 月に卒業見込みの者及び前々年度 3 月に高等学校を卒業した者
- ② 高等学校の成績全体の評定平均値は問わないが、学業成績・人物ともに優秀と認められた者

3) 特別入試（社会人・外国人留学生・帰国子女）：定員若干名

【社会人入試】

受験資格は、入学前年度 3 月末日までに 23 歳以上の者で、次の何れかに該当する者

- ① 高等学校を卒業した者、または学校教育法施行規則第 150 条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- ② 本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

【外国人留学生入試】

受験資格は、外国籍を有する者で次の何れかに該当する者

- ① 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者及び入学の前年度までに修了見込みの者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- ② 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者、及び入学の前年度までに修了見込みの者
- ③ 文部科学大臣が指定した者

- ④ 大学入学検定試験合格者または高等学校卒業程度認定試験合格者及び入学の前年度までに合格見込みの者

【帰国子女入試】

受験資格は、日本国籍を有し、保護者の海外在留に伴い、外国において、外国の教育制度による教育を受けた者で、次の何れかに該当する者

- ① 高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者（学校教育法施行規則第 150 条に該当する者）
- ② 日本の高等学校に在学し、入学年度の前年度 3 月末日までに卒業見込みの者で、次の何れかに該当する者
- ・外国の高等学校に 2 年以上継続して教育を受けた者
 - ・外国の中学校・高等学校を通じて 2 年以上継続して教育を受けた者
 - ・通算 6 年以上または継続 4 年以上外国で教育を受けた者
- ただし、外国に設置されたものであっても、日本の学校教育に準拠した教育を施している学校に在学した者については、その期間は外国において学校教育を受けた者とみなさない。
- ③ スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレアの資格を有する者で、入学年度の前年度 3 月末日までに満 18 歳に達する者
- ④ ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者で、入学年度の前年度 3 月末日までに満 18 歳に達する者
- ⑤ フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレアの資格を有する者で、入学年度の前年度 3 月末日までに満 18 歳に達する者

4) AO入試（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期入試）：定員 3 名

受験資格は、本学より AO 方式試験への出願許可を受け、合格した場合は必ず入学する意思のある者で、次の①から④までの何れかに該当する者

- ① 高等学校（中等教育学校を含む）を卒業した者、及び入学年度の前年度 3 月卒業見込みの者
- ② 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者、及び入学年度の前年度 3 月修了見込みの者
- ③ 学校教育法施行規則第 150 条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び入学年度の前年度 3 月末までにこれに該当する見込みの者
- ④ 本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

5) 開設2年目以降において大学入試センター利用入試を行う場合

受験資格は、次の①から④までの何れかに該当する者

- ① 高等学校（中等教育学校を含む）を卒業した者、及び卒業見込みの者
- ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、及び修了見込みの者
- ③ 学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び入学年度の前年度末までにこれに該当する見込みのある者
- ④ 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

3. 入学試験科目等

1) 推薦入試

- ① 指定校推薦入試：面接及び調査書
- ② 学校長推薦入試：小論文、面接及び調査書

2) 一般入試

① I期入試

必須：志望理由書

選択：国語（古文・漢文を除く）、英語Ⅰ・Ⅱ、化学Ⅰ、生物Ⅰ、数学Ⅰ・A、公民（現代社会）、世界史B、日本史Bより1科目選択

② II期入試

必須：志望理由書

選択：国語（古文・漢文を除く）、英語Ⅰ・Ⅱ、化学Ⅰ、生物Ⅰ、数学Ⅰ・A、公民（現代社会）より1科目選択

③ III期入試

小論文、面接

3) 特別入試

小論文、面接

4) AO入試

- ① エントリーシート受付（エントリーシートと調査書を提出）
- ② 面接
- ③ 面接結果の通知（出願が許可された場合）
- ④ 出願手続き

5) 合否判定

① 指定校推薦入試

面接において特異な状況がある場合は当該出身高等学校に問い合わせを行うが、原則として指定高等学校との信頼関係の上に立ち合格とする。

② 学校長推薦入試

小論文及び面接の結果を点数化したものと調査書内容を総合的に判断し、合否を判定する。

③ 一般入試（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期入試）

科目試験の成績上位者順に合格者を決定する。

④ AO入試

面接、課題、諸活動・資格を総合的に評価し出願許可者を決定する。

⑤ 特別入試

小論文および面接の結果を点数化したものを判断し、合否を判定する。

6) 入試及び学生募集のための広報活動

佐賀県・長崎県・福岡県南部を中心に九州一円から広く人材を集めるため、高校訪問を中心にしながらも進学雑誌、進学説明会、オープンキャンパス（年4回開催）で、またTV・新聞等のメディア、ホームページを使い積極的に広報活動を展開し、認知度を高めていく。

広報活動の具体的な事例については次の通り計画している。

① 佐賀県、長崎県東部地区、福岡県南部地区、大分県西部地区を中心にした高校訪問：入試広報委員会を中心に九州一円の高校を訪問し、進路担当者へ詳細な説明を実施する。

② 大学案内・学園報・募集要項・オープンキャンパスポスター等の配布

毎年6月に岡山以西の高校及び要項請求者へこれらの資料を送付し、また、高校訪問時やオープンキャンパス参加者へこれらの資料を配布するなど認知度アップに努める。

③ 主要な駅（JR佐賀駅、西鉄天神駅等）に看板を掲げたり、またテレビ、ラジオ放送を実施し、さらに地元佐賀新聞、西日本新聞を中心に年数回新聞広告を掲載する。

④ 九州各県で開催される業者主催の進路説明会に積極的に参加し、また近隣地区で実施される高校内ガイダンスには、全会場に参加して説明に当たる。

⑤ インターネット上で本学のホームページを、また業者のWebサイト上にも本学の情報を掲載する。

コ 資格取得を目的とする場合

スポーツ健康福祉学科では、

① 社会福祉士受験資格（国家資格：厚生労働省）

- ② 健康運動指導士（民間資格：健康・体力づくり事業財団）
- ③ 健康運動実践指導者（民間資格：健康・体力づくり事業財団）
- ④ 障害者スポーツ指導者（初級・中級）（民間資格：日本障害者スポーツ協会）
- ⑤ レクリエーション・インストラクター（民間資格：日本レクリエーション協会）
- ⑥ 中学校・高等学校教諭（保健体育）一種免許（国家資格：文部科学省）
- ⑦ 公認スポーツ指導者（民間資格：日本体育協会）

の資格が取得可能である。

さらに、社会福祉主事、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、児童福祉司、児童指導員の任用資格の取得が可能となるようカリキュラム編成を行っている。

サ 実習の具体的計画

「社会福祉援助技術実習」は、社会福祉士資格に係る実習で福祉サービスや相談援助等の基礎的理解を基に福祉現場での援助技術の実習を目的に、3年次に行う。また、「健康産業施設等現場実習」は、健康・体力づくり事業財団資格の健康運動指導士に係る教科で、身体運動を通しての健康づくり役割や指導法および健康産業施設の状況の理解を深めることを目的に、3年次前期に1週間実施する。さらに、教職（中・高（保健体育））課程の「教育実習」は、教育現場の状況理解や学校体育の在り方、授業づくり、生徒指導など教員として備えるべき力について経験的に理解を深めることを目的とし、4年次5月から6月の3週間を実習時期とする。

1) 実習先の確保の状況

- ① 「社会福祉援助技術実習」の実習先として11施設を確保し、その実習受け入れの承諾をえている。
- ② 「健康産業施設等現場実習」の実習先として3施設を確保し、その実習受け入れの承諾を得ている。
- ③ 「教育実習」の実習先として6校を確保し、その実習受け入れの承諾を得ている。

資料8-1：「社会福祉援助技術実習」承諾書

資料8-2：「健康産業施設等現場実習」承諾書

資料8-3：「教育実習」承諾書

2) 実習先との契約内容

「健康産業施設等現場実習」の実習先と本学において、事前に実習要領や個人情報保護事故防止に関する内容の実習業務委託契約書を締結する。

資料9：「健康産業施設等現場実習」業務委託契約書（例）

3) 実習水準の確保の方策

「社会福祉援助技術実習」の履修には、社会福祉士国家試験対策関連科目 18 科目の履修を義務付け、「事前体験学習（30 時間）」等の課題を課すことで実習に求められる知識を養うとともに、帰校日、巡回指導により密な実習指導を実施し実習水準の確保を図る。

「健康産業施設等現場実習」の履修には、「健康体力づくり論」「救急処置（学校安全を含む）」「測定評価」を修得することで実習水準の確保をするとともに、実習記録（日誌）や実習レポートを課すことで実習の取り組む態度や姿勢を深め、実習に対する意識を高める。

4) 実習先との連携体制

西九州大学と実習施設の両担当者および連絡先を明確にし、常に情報交換し必要があれば実習先へ訪問できる体制を図る。また、実習巡回を実施し、実習施設との緊密な連携体制を整える。

5) 実習前の準備状況

実習期間中の健康管理および感染予防対策について事前に指導し、必要があれば予防接種等を受けさせる。また、万が一のために傷害保険への加入を義務付ける。

6) 事前・事後における指導計画

- ①「社会福祉援助技術実習」の教科では、事前指導を「社会福祉援助技術実習指導Ⅱ」、事後指導を「社会福祉援助技術実習指導Ⅲ」において行う。社会福祉援助技術実習指導Ⅱでは、実習施設・機関の基礎知識を確認し、実習目標の立案を指導する。また、実習前後の小グループ活動や報告書の作成、現場指導者の講義を通して、専門知識・技術の理解を深め、福祉専門職としての適性や進路に関する考察ができるよう指導する。また、社会福祉援助技術実習指導Ⅲにおいては、実習の学びを整理し、具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。社会福祉専門職として求められる資質や倫理についての洞察を深め、自己に求められる課題把握ができるように個別・集団での指導を行う。
- ②「健康産業施設等現場実習」の教科では、実習前に実習に際しての心構え、実習生としての望ましい態度、行動の指導とともに施設利用者の個人情報取り扱いおよび事故防止のための安全確認の指導を行う。また、実習生には施設の器物損害や他者への傷害への対応として学生保険に加入させ、施設に迷惑をかけないように充分注意するよう指導する。（2時間）事後指導では、実習記録（日誌）、実習施設からの実習報告、実習レポートによりグループ討議や個別指導を行う。
- ③「教育実習」においては、事前指導として3年次の5月上旬に教育実習ガイダンス（2時

間)、11月に4年次生の教育実習報告会への参加(2時間)、12月に本学卒業生現職教員による報告会参加(2時間)、4年次の教育実習事前事後指導」の教科で実習に際しての心構え、実習生としての望ましい態度、行動、授業観察、授業実習等の指導(4~5月8時間)、5月上旬に教育時修ガイダンス(2時間)、個別指導(適宜)を行う。事後指導では、グループ討議やレポート提出による教育実習の振り返りや教育実習報告会、現職教員による報告会の参加を義務付けている。

7) 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

全ての実習において、教科担当教員および学科教員で巡回指導を実施する。

8) 実習施設における指導者の配置計画

「社会福祉援助技術実習」では、社会福祉士として3年以上の実務経験を持ち、なおかつ社会福祉士実習指導者講習会を修了している者が指導に当たる。

「健康産業施設等現場実習」では、健康運動指導士資格を有する者が指導に当たる。

9) 成績評価体制及び単位認定方法

- ①「社会福祉援助技術実習」では、社会福祉援助技術実習においては、実習先から送られてくる評価資料を参考に、実習施設を訪問した際の実習生の状況や実習記録(日誌)、実習レポート等を勘案し、教科担当者において評価を行う。
- ②「健康産業施設等現場実習」においては、実習先から送られてくる評価資料をもとに、実習施設を訪問した際の実習生の状況や実習記録(日誌)、実習レポート等を勘案し、教科担当者において評価を行う。
- ③「教育実習」の成績評価は、実習校から送られてくる評価資料とともに巡回指導報告および教育実習記録(日誌)を勘案し、各学部教職課程委員会において行う。

シ 企業実習・海外語学研修

1. 企業実習(インターンシップ)

本学は、平成22年度文部科学省GP「大学生の就業力育成支援事業」採択を契機に、学内外での1週間程度の短期インターンシップを学習内容とする実践教養科目「あすなろう体験Ⅱ」(2年次通年1単位)を、全学共通教育の教養教育の中に配置し学生の就業力育成支援を行ってきた。これまでの実績として、平成22年度は17事業所に27名参加。平成23年度は17事業所に23名参加。平成24年度は17事業所に44人が参加している(資料10参照)。

スポーツ健康福祉学科では、この短期インターンシップを基礎に、実社会で求められる能力を体験的に把握し、以降の学習意欲の向上を図るとともに、労働を通じた社会貢献の価値や重要性

に気付き、正しい労働観や職業観を育成することを目的として「インターンシップ」（3年次前期4単位）を開講予定である。

実施先は、これまで短期インターンシップ受け入れ実績事業所に加え、地元である「佐賀県神埼市企業連絡協議会」に協力を依頼するが、場合によっては学生本人の希望先との調整も積極的に行う。実施期間は、3週間程度を目安とし、担当教員が実施先と定期的に連絡を取り合うことで実施状況を把握する。評価については、実施前後の学内における学習（出席、態度、企業研究などの各種レポート）に対する評価と、実施中の実施先による評価（定期的な連絡）をふまえて担当教員が総合的に評価し、単位を認定する。

資料10：短期インターンシップ実績一覧（平成22～24年度）

2. 海外語学研修

実施せず

ス 昼夜開講制

実施せず

セ 編入学定員

実施せず

ソ 2つ以上の校地において教育を行う場合

実施せず

タ 社会人を対象としたサテライトキャンパス

実施せず

チ 多様なメディアを高度に利用して教室以外の場所で履修させる場合

実施せず

ツ 通信教育を実施する場合

実施せず

テ 管理運営

スポーツ健康福祉学科の管理運営上の重要事項は、西九州大学学部教授会規則に基づいて開催される健康福祉学部教授会において審議され、決定される。この教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織される。学部教授会審議事項は以下の通りである。

- ① 学部長の選考に関する事項
- ② 教育課程及び履修方法に関する事項
- ③ 学生の入学・編入学・転入学・休学・転学・退学・転学部・転学科・除籍・復学・再入学及び卒業等に関する事項
- ④ 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生に関する事項
- ⑤ 学生の試験及び単位修得に関する事項
- ⑥ 学則又は大学諸規程のうち、当該学部に関する部分の制定、改廃案の作成に関する事項
- ⑦ 当該学部に関する諸規程の制定、改廃に関する事項
- ⑧ 学生の表彰、懲戒案の作成に関する事項
- ⑨ 学生生活・学生活動に関する事項
- ⑩ 学長又は学部長が諮問した事項
- ⑪ その他、教育・研究に関する重要な事項

さらに、学部教授会で審議された事項のうち、以下に示す重要事項については、大学の最高意思決定機関である大学協議会で審議決定される。この大学協議会は学長、副学長、学部長及び各学部から選出された教授各2人で組織される。

審議事項は以下の通りである。

- ① 学則及び大学諸規程の制定、改廃に関する事項
- ② 大学の将来構想、将来計画に関する事項
- ③ 教育研究の組織・体制に関する基本的事項
- ④ 教育研究環境の整備に関する基本的事項
- ⑤ 教員の人事に関する事項
- ⑥ 学生の表彰・懲戒に関する事項
- ⑦ 学部間の連絡調整に関する事項
- ⑧ 学長が諮問した事項
- ⑨ その他大学運営に関する重要な事項

西九州大学の事務局は、姉妹校である西九州大学短期大学部と統合された事務組織となってい

る。その事務分掌は西九州大学・短期大学部事務局事務分掌規程によって規定されており、西九州大学・短期大学部事務局に、総務課、教務課、入試広報課、学生支援課、及び図書課を置き、西九州大学及び西九州大学短期大学部の庶務、会計、教務、入試、募集広報、学生の厚生補導及び就職、図書館、生涯学習並びに学園広報等に関する事務処理を行っている。

目次 8 : 教授会規程 参照

ト 自己点検・評価

1. 実施体制及び実施方法

本学では、かなり早い時期から自己点検・評価のための体制を確立し、色々な形で審議、検討をしてきた。平成 13 年度には、それらの成果をまとめて自己点検・評価報告書「新世紀の大学像を求めて」を作成し、広く公表した。

一方で、平成 14 年度に学校教育法が改正され、平成 16 年 4 月以降、すべての大学は「認証評価機関」による外部評価を受けることが義務付けられた。本学は、このような第三者評価を受けることを前提として、平成 16 年度に、平成 21 年度までの 6 年間の計画期間とする「中期目標・中期計画」を策定し、その実現を目指して毎年、「年度アクションプログラム」を策定して、様々な改革・改善を進めてきた。その過程で、平成 17 年 6 月には、点検・評価報告書第 2 報「教育・研究と修学環境の充実を目指して」を発行した。この報告書と共に、事務部で作成した「大学基礎データ」に基づいて、平成 18 年度に大学基準協会の第三者評価を受けるための「点検・評価報告書」を作成した。

この「点検・評価報告書」は平成 18 年 4 月に大学基準協会に送付され、同年 10 月 23 日に大学基準協会の各専門分科会委員による実地視察を受けた。その結果、平成 19 年 3 月 13 日付で、「適合」の認定を受け、大学基準協会の正会員大学として加盟・登録が承認された（認定期間：平成 19 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日までの 5 年間）。これに関連した資料、「点検・評価報告書」、「大学基礎データ」並びに「認証評価結果」は、まとめて広く世間に公表した。

「第 1 次中期目標・中期計画」が終了年度を迎える平成 21 年度には、平成 22 年度から平成 25 年度までの 4 年間の計画期間とする「第 2 次中期目標・中期計画」を策定し、「年度アクションプログラム」に基づいて、様々な改革・改善を進めてきた。

平成 23 年度には、「自己評価報告書」を作成し、これに基づいて(財)日本高等教育評価機構による第三者評価を受け、大学評価基準を満たしているとの認定を受けた。認定期間は平成 23 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 7 年間である。

さらに、平成 25 年度中に平成 26 年度から平成 29 年度までの 4 年間の計画期間とする「第 3 次中期目標・中期計画」を策定することにしており、これに基づいて「年度アクションプログラム」を策定し改革・改善を進めていく予定である。

2. 点検・評価項目

本学は、「西九州大学点検・評価に関する規程」を定め、点検及び評価を実施するために必要な事項を定めている。

点検・評価事項は、下記の項目である。

- ① 教育理念及び目標に関する事項
- ② 教育活動に関する事項
- ③ 研究活動に関する事項
- ④ 教員組織に関する事項
- ⑤ 事務機構に関する事項
- ⑥ 施設設備に関する事項
- ⑦ 社会との連携に関する事項
- ⑧ 管理運営及び財政に関する事項
- ⑨ 点検・評価の体制に関する事項
- ⑩ その他、運営委員会が必要と認めた事項

しかしながら、本学は平成 29 年度までに、大学評価認証機関による次の第三者評価を受けなければならないが、次回も（財）日本高等教育評価機構による第三者評価を受ける予定である。そのため、同評価機構が示している「大学機関別認証評価実施大綱」に基づいて、点検・評価基準を見直し、さらには本学独自の評価基準も設定して自己点検・評価を進めていく予定であり、これに基づいて、さらなる改革・改善を進めていく。

ナ 情報の公表

本学は、学園の沿革や財務状況に関する情報等、既往の情報提供に加え、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他ホームページなど、広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供している。

(掲載ホームページ URL : <http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/>)

1. 公表項目

1) 大学の教育研究上の目的に関すること

- ・学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称及び教育上の目的
(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/>)

2) 教育研究上の基本組織に関すること

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/education01.pdf>)

3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

(http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/info_temp.html)

・ 職階別教員数 (<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/education02.pdf>)

4) 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在籍する学生の数、卒業（修了）した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

① 教育方針（学位授与方針、教育課程方針、入学者選抜方針）

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/uni04.pdf>)

② 学生に関する情報

・ 在籍者数状況等 (<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/students01.pdf>)

・ 卒業者進路状況 (<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/students02.pdf>)

5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

・ 学部シラバス、カリキュラム (<http://www.nisikyu-u.ac.jp/daigaku-syllabus/>)

・ 大学院シラバス、授業科目及び担当教員一覧

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/daigakuin-syllabus/>)

6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/info01.pdf>)

7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/info02.pdf>)

8) 授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用に関すること

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/examination/expense/univ.html>)

・ 入学金、学費（施設設備費、授業料、教育充実費）、委託徴収費

9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/support.pdf>)

10) その他

① 財務情報

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/finance04.pdf>)

・ 財産目録

・ 貸借対照表

・ 収支計算書（資金収支計算書及び消費収支計算書）

・ 事業報告書

・ 監査報告書

② 管理運営の概要

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/admin.pdf>)

③ 教育力向上の取り組みの概要

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/effort01.pdf>)

④ 国際交流の概要

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/effort02.pdf>)

社会貢献・連携活動の概要

(<http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/effort03.pdf>)

2. 情報の公表についての実施方法

- 1) 学生便覧（毎年1回、4月発行）
- 2) 授業計画（毎年1回、4月発行）
- 3) 就職のための大学案内（企業向けのもの、毎年1回、5月発行）
- 4) 大学案内（一般向けのもの、毎年1回、6月発行）
- 5) 過去3年間の入学試験問題（毎年1回、6月発行）
- 6) 広報 永原学園（一般向けのもの、毎年1回、7月発行）
- 7) 永原学園報（学園関係者向けのもの、毎年2回、7月・1月発行）
- 8) 西九州大学健康福祉学部紀要（毎年1回、3月発行）
- 9) 特別学術講演会活動報告書（毎年1回、3月発行）
- 10) 各種委員会活動報告書（毎年1回、3月発行）
- 11) 健康福祉実践センター活動報告書（毎年1回、3月発行）
- 12) インターネットによるホームページ (<http://www.nisikyu-u.ac.jp>) への掲載（随時入替え）
- 13) 報道機関等への発表（随時）
- 14) 自己点検・評価報告書（ほぼ4年毎に発行）

今後ホームページへの掲載事項を拡大するとともに、掲載内容の充実に努める。

3. 情報提供項目

1) 大学への入学や学習機会に関する情報

- ① 入学定員、入学試験科目、アドミッションポリシー及び学納金など入試に関する事項
- ② 各学科における試験区分ごとの志願者数、受験者数及び入学者数並びに過去の試験倍率
- ③ 一般入試の科目別の最高得点、平均点及び最低得点
- ④ 科目等履修生制度に関する事項
- ⑤ 取得できる免許・資格に関する事項
- ⑥ 公開講座及びバイキング講座に関する事項

2) 教育・研究に関する情報

- ① 教員全員の担当授業科目及びシラバス
- ② 修士論文及び卒業論文の題目及び論文要旨
- ③ 教員の主要研究分野及び研究概要などに関する事項

- ④ 附属図書館の蔵書及び新着図書のご案内

3) 卒業生の進路状況に関する情報

- ① 卒業生の免許・資格の取得者数などのデータ
- ② 卒業生の就職状況及び具体的な就職先（企業名、官公庁名など）
- ③ 大学院への進学状況及び具体的な進学した大学名等

4) 財務状況に関する情報

- ① 永原学園全体の資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表
- ② 永原学園が設置する学校の学生生徒、その保護者及び永原学園と雇用契約にある者については、閲覧請求書を提出することにより、永原学園全体及び永原学園が設置する学校等ごとの財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監事による監査報告を閲覧することができる。

二 授業内容方法の改善を図るための組織的な取組

本学では、FD 委員会主導のもと、上述のように「学生による授業評価」を実施するとともに、教員が相互に自身の授業を公開する「授業公開」も実施している。「授業公開」実施後には、研修会も開催し、授業内容方法等の改善を図っている。さらに教育の質改善を目的とした、新たな教育方法等についての研修会も計画中である。これらの情報は、「FD 活動報告」として、教育情報の中に組み込んで広く社会一般に公開する。

なお、これまでに実施され、また今後も継続して実施することとなっている活動には以下のようなものがある。

1. シラバスの改善

学生の学習の指針となるシラバスについて可能な限り良いものを作成すべく、教務委員会とも連携して検討し、そのフォーマットについて授業形態や授業内容を考慮しながらその改善を進め、成績評価の方法等も明記したものにし、全教員が、そのようなシラバスを作成するよう依頼し協力を得ている。

2. 学生による授業評価

毎年、前学期と後学期の終了前に、ほとんどすべての講義科目について、専任教員のみならず非常勤講師の担当科目に至るまで、学生による授業評価アンケートを実施している。このアンケートは A 票と B 票から構成されており、A 票はマークシート方式で、その教科の全般的な事項についての評価を行ってもらい、B 票ではより具体的に学生がその教員にどのような授業をしてもらいたいのか、学生から見た教員の教育方法の欠点等を率直に記述してもらおうものとし

ている。回収したアンケートのうち、A票はFD委員会が回収し、各教員のデータを集計している。その集計結果は、各教員に個人票として配布するだけでなく、全教員の集計結果をまとめて、図書館に開架し、全教員のみならず全学生が閲覧できるようにしている。一方、B票は各教員が回収し、学生の評価・要望に即して、自身の教育方法の改善を行うことに役立てることにしている。しかし、このような方式が最善のものとは言えないとの意見も多く今後さらにもどのようにすれば、教員の教育力向上に役立つのかさらに検討中である。

3. FD研究会・講演会等の実施

これについても、アクションプログラムの中で検討し、これまでに、初年次教育・導入教育に関する講演会を、それらの分野の専門家および先進的な取り組みを行っている大学の担当者を講師として迎え、開催して来た。また、各教員の研究力の維持向上については、潤沢な研究資金があるわけではない状況から、いかに外部から競争的教育・研究費を導入して教育・研究を展開すべきかの研修会も開催してきた。

4. 教員相互による「授業公開」の実施

本学では、FD委員会主導のもと、「学生による授業評価」を実施するとともに、教員が相互に自身の授業を公開する「授業公開」も実施している。「授業公開」実施後には、授業公開についてのシェアリングを行い、より良い授業の在り方についての研修会も開催し、授業内容方法等の改善を図っている。

さらに教育の質改善を目的とした、新たな教育方法等についての研修会も計画中である。これらの情報は、「FD活動報告」として、教育情報の中に組み込んで広く社会一般に公開する。

これらの活動は、全学的な取り組みとして行ってきたという経緯から、当然、現在計画中の新学科「スポーツ健康福祉学科」においても実施する。

又 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

本学は、建学の精神「高度な知識を授け、人間性の高揚を図り、専門知識と応用技術をもって社会に貢献し、世界文化の向上と人類福祉に寄与する人物の養成」と教育理念「実践的、体験的な教育、及び“あすなろう精神”に基づく人間教育」に基づき、建学以来、大学の機能別分化中の「幅広い職業人養成」ならびに「高度専門職業人養成」を人材育成の目標にしている。

当大学における教育上の目的に応じた社会的・職業的自立に関する指導等及び体制に関する取り組みについては、次に記載する通りである。

1. 教育課程内の取り組みについて

教育課程を通して、社会的及び職業的自立を図るため、本学では、「あすなろう精神」に立ち返り、平成21年の子ども学部開設と同時に「あすなろう体験」を全学共通教育科目（教養

教育科目)として設定した。この科目は、教養教育課程として4年間を通して総合的社会的知性を養成する体験型プログラムであり、その内容は専門分野にとらわれないボランティア、地域活動、インターシップ等を通じて幅広い職業観を養うこと、グループワークによる課題解決型学習の実践などを設定した。

さらに、平成23年より、「あすなろう体験」をより就業力養成に向け強化し、全学部学生の職業人としての資質能力の向上を可能とする新しい教育プロセスを整備した。

整備内容として、必修科目として「あすなろう体験Ⅰ」、選択科目として「あすなろう体験Ⅱ、Ⅲ」の3科目を新設した。これによって、全学生に対して職業人としての最低限度の資質能力の担保が可能となり、また専門職を志望する学生であっても「あすなろう体験Ⅱ、Ⅲ」の履修を通して、さらなる資質能力の向上を可能とした。

資料11-1：あすなろう体験Ⅰシラバス

資料11-2：あすなろう体験Ⅱシラバス

資料11-3：あすなろう体験Ⅲシラバス

2. 教育課程外の取り組みについて

教育課程外の取り組みを通じて、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うために、本学では、あすなろう体験科目群の単位取得に必要な学習内容の一つに「地域でのボランティア活動」を設定した。ただし、ボランティアは自発性を一つの重要な理念としているため、ボランティアそのものを単位取得の条件にすることはできない。したがって、あすなろう体験科目群では、この活動を「体験活動」として位置づけた。学生は、正規授業時間外の時間を活用して、以下の流れで体験活動に取り組む。

1) 体験活動の選択

体験活動は、西九州大学ポータルサイト(NSPS)上で募集され、選択する際は、所属学科に関連する体験活動に偏らないようにする。各体験活動には、応募者数が設定されており、定員に達し次第募集が締め切られる。

2) 応募・確定

参加を希望する体験活動が決定したら、NSPS上で応募し応募を受けたあすなろうセンターが保険加入等の参加条件を確認し、参加確定後センターから学生へ連絡をする。なお、学内外の各種体験活動時の事故への備えとして、対人・対物保証の付いた賠償責任保険への加入を学生には義務付けている。

3) 体験活動

実際の体験活動に取り組む。

資料12：参加者数の多かった活動例

4) 報告書作成

活動終了後は、NSPS上で提示される期日までに「報告書」を作成し、担当教員へ提出する。この手続きもNSPS内で行う。

5) 担当教員確認

提出された報告書は、担当教員によって確認される。

6) ポイント獲得

体験活動内容について担当教員からの報告を受け、あすなろうセンターで該当学生のポイントが登録される。獲得したポイント数は NSPS 上で確認できる。

体験活動はポイント (=p) 制とし、11p 以上獲得することを単位取得の最低条件とする。

3. 適切な体制の整備について

平成 23 年度は、「あすなろう体験Ⅰ」の全学実施が実現した。平成 21 年度に新設した子ども学部においても、全学実施の体制を受けこれに準ずるかたちで「基礎演習あすなろう」科目に組み込まれ実施された。また、健康福祉学部と子ども学部は、旧来の「あすなろう体験」を継続実施している。これは、インターンシップ体験その他のプログラムが含まれており、平成 24 年度は「あすなろう体験Ⅱ」の計画実施に反映された。これらに加えて、教員の支援能力の向上を図る FD・SD 活動として、外部講師によるファシリテーションに関する研修等を複数回実施し、教育・支援の充実を図ってきた。

これらの計画・実施を円滑に行うため、就業力育成支援センターとして「あすなろうセンター」組織が整備された。年間を通したセンターとしての機能を示すに至り、科目内容の計画・運営、学生ポータルサイトの管理、ボランティア・インターンシップ等の学外先との交渉、FD・SD 活動や各種講座の運営、就業力向上のためのツールの開発など、取組みが充足することとなった。

資料 13：就業力向上を図る学内体制図